

平成 27 年第 2 回

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議 案 参 考 資 料

愛知県後期高齢者医療広域連合

議 案 参 考 資 料 目 次

議案第 9 号	個人情報保護条例の一部改正について	1
議案第10号	職員の給与に関する条例の一部改正について	9
議案第11号	平成27年度一般会計補正予算（第 1 号）について	13
議案第12号	平成27年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	17
認定第 1 号	平成26年度愛知県後期高齢者医療広域連合決算の概要について . .	21
認定第 2 号		

個人情報保護条例の一部改正について

1 概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の制定に伴い、実施機関が保有する特定個人情報（個人番号を含む個人情報をいう。以下同じ。）の利用の制限に係る規定等を整備するため、所要の改正をするもの。

2 改正内容

(1) 個人情報の範囲の拡大について

番号法の適用対象となる団体役員及び個人事業主に係る情報を、個人情報の範囲に含める。

(2) 特定個人情報の利用の制限について

人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合で、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難なときに限り目的外利用を認める。

(3) 開示請求者等の範囲の拡大について

保有特定個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求については、本人及び法定代理人のほか、任意代理人からの請求も認める。

(4) 他の法令による開示の実施との調整について

保有特定個人情報の開示については、他の法令による開示と重ねて、この条例による開示も認める。

(5) 利用停止請求事由の追加について

(2)又は番号法に違反して収集、利用等されている場合についても、利用停止請求を認める。

(6) 情報提供等記録に係る特例について

情報提供等記録について、目的外利用の禁止、開示又は訂正の請求があった場合の他の実施機関への事案の移送をしないこと、訂正した場合に総務大臣及び情報提供の相手方に通知すること並びに利用停止請求を認めないことを定める。

3 施行日

平成 27 年 10 月 5 日。ただし、情報提供等記録に係る規定については、情報提供ネットワークシステムによる情報連携開始日（平成 29 年 1 月見込み）とする。

(参考資料)

愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正新旧対照表

第1条関係

現 行	改 正
(定義) 第2条 (略) (1) (略) (2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。<u>ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</u> <u>ア 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報(当該法人その他の団体の機関としての情報に限る。)</u> <u>イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報</u> (3) (略) (4) (略) (5) (略) (個人情報の収集の制限) 第6条 1及び2 (略) 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。	(定義) 第2条 (略) (1) (略) (2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。 (3) (略) (4) <u>特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u> (5) <u>保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。</u> (6) (略) (7) (略) (個人情報の収集の制限) 第6条 1及び2 (略) 3 実施機関は、個人情報<u>(特定個人情報を除く。以下この節において同じ。)</u>を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)から(9)まで (略)

4 (略)

(開示請求権)

第15条 (略)

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第16条 (略)

2 前項の場合において、開示請求をする者は、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること。第26条第1項において同じ。)を証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

3 (略)

(開示義務)

第17条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなけれ

(1)から(9)まで (略)

4 (略)

(特定個人情報の利用の制限)

第7条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認められるときは、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。ただし、当該利用によつて、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(開示請求権)

第15条 (略)

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)(以下「代理人」という。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第16条 (略)

2 前項の場合において、開示請求をする者は、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。第26条第1項において同じ。)を証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

3 (略)

(開示義務)

第17条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなけれ

ばならない。

(1) 法令又は条例の定めるところにより、開示請求者(第15条第2項の規定により法定代理人が開示請求をした場合にあっては、当該未成年者又は成年被後見人をいう。次号、第3号及び第6号、次条第2項並びに第25条第1項において同じ。)に開示することができないと認められる情報

(2)及び(3) (略)

(4) 第15条第2項の規定により法定代理人が開示請求をした場合において、法定代理人に開示することにより、当該未成年者又は成年被後見人の権利利益を侵害するおそれがある情報

(5)から(9)まで (略)

(他の法令による開示の実施との調整)

第28条 この節の規定は、次の各号に掲げる保有個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法による保有個人情報の開示については、適用しない。

(1)及び(2) (略)

(訂正請求権)

第29条 (略)

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手続)

第30条 (略)

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるもの及び訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類等を提示し、又は提出しなければならない。

3 (略)

ばならない。

(1) 法令又は条例の定めるところにより、開示請求者(第15条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をした場合にあっては、当該本人をいう。次号、第3号及び第6号、次条第2項並びに第25条第1項において同じ。)に開示することができないと認められる情報

(2)及び(3) (略)

(4) 第15条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をした場合において、代理人に開示することにより、当該本人の権利利益を侵害するおそれがある情報

(5)から(9)まで (略)

(他の法令による開示の実施との調整)

第28条 この節の規定は、次の各号に掲げる保有個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法による保有個人情報の開示(保有特定個人情報の開示を除く。)については、適用しない。

(1)及び(2) (略)

(訂正請求権)

第29条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手続)

第30条 (略)

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるもの及び訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類等を提示し、又は提出しなければならない。

3 (略)

(利用停止請求権)

第37条 何人も、自己を本人とする保有個人情報
が次の各号のいずれかに該当すると思料す
るときは、この条例の定めるところにより、
当該保有個人情報を保有する実施機関に対
し、当該各号に定める措置を請求すること
ができる。ただし、当該保有個人情報の利用
の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停
止」という。)に関して法令又は他の条例の
規定により特別の手續が定められていると
きは、この限りでない。

(1) 第6条の規定に違反して収集されたもの
であるとき、又は第7条の規定に違反して
利用されているとき 当該保有個人情報の
利用の停止又は消去

(2) 第7条又は第9条の規定に違反して提供
されているとき 当該保有個人情報の提供
の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
は、当該未成年者又は成年被後見人に代わ
つて前項の規定による利用停止の請求(以
下「利用停止請求」という。)をすることが
できる。

3 (略)

(利用停止請求の手續)

第38条 (略)

2 前項の場合において、利用停止請求を
する者は、利用停止請求に係る保有個人
情報の本人であること(前条第2項の規
定による利用停止請求にあつては、利用
停止請求に係る保有個人情報の本人の
法定代理人であること)を証明するた
めに必要な書類で実施機関の規則で
定めるものを提示し、又は提出しなけ
ればならない。

3 (略)

(利用停止請求権)

第37条 同左

(1) 第6条の規定に違反して収集されたもの
であるとき、第7条若しくは第7条の2の
規定に違反して利用されているとき、番
号法第20条の規定に違反して収集され、
若しくは保管されているとき、又は番
号法第28条の規定に違反して作成され
た特定個人情報ファイル(番号法第2条
第9項に規定する特定個人情報ファイ
ルをいう。)に記録されているとき 当
該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第7条、第9条又は番号法第19条
の規定に違反して提供されているとき
当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わつて前項の規
定による利用停止の請求(以下「利用停
止請求」という。)をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手續)

第38条 (略)

2 前項の場合において、利用停止請求
をする者は、利用停止請求に係る保有
個人情報の本人であること(前条第2項
の規定による利用停止請求にあつては
、利用停止請求に係る保有個人情報の
本人の代理人であること)を証明する
ために必要な書類で実施機関の規則
で定めるものを提示し、又は提出しな
ければならない。

3 (略)

第2条関係

第1条による改正後	第2条による改正
目次 第1章及び第2章 (略) 第3章 自己情報の開示、訂正及び利用停止 第1節及び第2節 (略) 第3節 利用停止(第37条—<u>第42条</u>) 第4節 (略) 第4章及び第5章 (略) 附則 (定義) 第2条 (略) (1)から(5)まで (略) (6) (略) (7) (略) (特定個人情報の利用の制限) 第7条の2 (略) 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認められるときは、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。ただし、当該利用によって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 (事案の移送) 第24条 1から3まで (略) (事案の移送) 第35条 1から3まで (略) (保有個人情報の提供先への通知) 第36条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報	目次 第1章及び第2章 (略) 第3章 自己情報の開示、訂正及び利用停止 第1節及び第2節 (略) 第3節 利用停止(第37条—<u>第42条の2</u>) 第4節 (略) 第4章及び第5章 (略) 附則 (定義) 第2条 (略) (1)から(5)まで (略) <u>(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</u> (7) (略) (8) (略) (特定個人情報の利用の制限) 第7条の2 (略) 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認められるときは、特定個人情報<u>(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)</u>を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。ただし、当該利用によって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 (事案の移送) 第24条 1から3まで (略) <u>4 前3項の規定は、情報提供等記録については、適用しない。</u> (事案の移送) 第35条 1から3まで (略) <u>4 前3項の規定は、情報提供等記録については、適用しない。</u> (保有個人情報の提供先等への通知) 第36条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報

の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

の提供先（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（適用除外）

第42条の2 この節の規定は、情報提供等記録については、適用しない。

（附則）

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部改正について

1 概要

人事院勧告に準じて、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当に係る規定を整備するため、所要の改正をするもの。

2 改正内容

(1) 単身赴任手当の月額の上上げについて

区 分	現 行	平成 27 年 4 月 1 日以後	平成 30 年 4 月 1 日以後
基 礎 額	2 万 3, 000 円	3 万円を超えない範囲内で規則で定める額	3 万円
加算上限額	4 万 5, 000 円	7 万円	7 万円

(2) 管理職員特別勤務手当を支給する場合の拡大について

管理職員特別勤務手当の支給について、週休日、祝日又は年末年始に勤務した場合のほか、平日の深夜（午前零時から午前 5 時までの間）に勤務した場合にも支給することとし、併せて、その場合の勤務 1 回当たりの支給上限額（5, 000 円）を定めるもの。

災害対応等

3 施行日

公布の日。ただし、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

(参考資料)

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

現 行	改 正
(単身赴任手当) 第16条 (略) 2 単身赴任手当の月額、<u>2万3,000円</u> (広域連合長が規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離 (以下単に「交通距離」という。) が広域連合長が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、<u>4万5,000円</u>を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて広域連合長が規則で定める額を加算した額) とする。 3及び4 (略) (管理職員特別勤務手当) 第19条 管理職員特別勤務手当は、第10条第1項の規定により管理職手当を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。 2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、<u>1万円を超えない範囲内において広域連合長が規則で定める額とする。</u><u>ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して広域連合長が規則で定める勤務にあっては、この額に100分の150を乗じて得た額とする。</u>	(単身赴任手当) 第16条 (略) 2 単身赴任手当の月額、<u>3万円</u> (広域連合長が規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離 (以下単に「交通距離」という。) が広域連合長が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、<u>7万円</u>を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて広域連合長が規則で定める額を加算した額) とする。 3及び4 (略) (管理職員特別勤務手当) 第19条 管理職員特別勤務手当は、第10条第1項の規定により管理職手当を受ける職員 (次項において「管理監督職員」という。) が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等 (次項において「週休日等」という。) に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員に対して、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、<u>1万円を超えない範囲内において広域連合長が規則で定める額 (同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して広域連合長が規則で定める勤務にあっては、この額に100分の150を乗じて得た額)</u>

3. 前2項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。	(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、5,000円を超えない範囲内において広域連合長が規則で定める額 4. 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。
--	--

(附則)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。

第2条 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の支給に関する第16条第2項の規定の適用については、同項中「3万円」とあるのは、「3万円を超えない範囲内で広域連合長が規則で定める額」とする。

平成 27 年度一般会計補正予算（第 1 号）について

1 概要 (千円)

補正前の額	補正額	補正後の額
9,834,515	△8,053,906	1,780,609

2 総括表 (千円)

	款	項	補正額	説 明	備考
歳入	2 国庫支出金	1 国庫補助金	△4, 223, 996	①高齢者医療制度円滑 運営臨時特例交付金	歳出⑥ に連動
	3 財産収入	1 財産運用収入	△752	②後期高齢者医療制度 臨時特例基金預金利 子	歳出⑥ に連動
	5 繰入金	2 基金繰入金	△3, 831, 965	③後期高齢者医療制度 臨時特例基金繰入金	歳出⑤ に連動
	6 繰越金	1 繰越金	2, 807	④前年度繰越金	歳出⑦ に充当
	歳 入 計		△8, 053, 906		
歳出	3 民生費	1 社会福祉費	△3, 831, 965	⑤後期高齢者医療特別 会計繰出金	歳入③ と連動
			△4, 224, 748	⑥後期高齢者医療制度 臨時特例基金積立金	歳入①② と連動
			2, 807	⑦償還金	財源は 歳入④
	歳 出 計		△8, 053, 906		

3 歳入予算説明

① 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金

(款) 2 国庫支出金 (項) 1 国庫補助金 (目) 1 民生費補助金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説 明
4, 256, 387	△4, 223, 996	老人福祉費補助金	高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金

② 後期高齢者医療制度臨時特例基金預金利子

(款) 3 財産収入 (項) 1 財産運用収入 (目) 1 利子及び配当金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説 明
893	△752	利子及び配当金	後期高齢者医療制度臨時特例基金預金利子

③ 後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金

(款) 5 繰入金 (項) 2 基金繰入金 (目) 1 後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説 明
4, 244, 208	△3, 831, 965	後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金	後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金

高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、保険料軽減特例措置を実施するための財源として造成した後期高齢者医療制度臨時特例基金の増資を目的として国から交付されてきたが、国が同交付金の取扱いを変更し、平成 27 年度以降は、基金の増資を行うことなく、直接保険料軽減特例措置の財源に充てることとされた。

これに伴い、一般会計において同交付金を受け入れて基金を増資するための予算(歳入①・歳出⑥)、保険料軽減特例措置の財源として基金を取り崩して特別会計に繰り出すための予算(歳入③・歳出⑤)及び基金預金利子の減少が見込まれることから利子を受け入れて基金に積み立てるための予算(歳入②・歳出⑥)を減額するもの。

④ 前年度繰越金

(款) 6 繰越金 (項) 1 繰越金 (目) 1 繰越金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説 明
30, 000	2, 807	前年度繰越金	前年度繰越金

歳出「⑦償還金」の財源とするため、平成 26 年度における剰余金の一部を予算措置するもの。

4 歳出予算説明

⑤ 後期高齢者医療特別会計繰出金、⑥ 後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金

⑦ 償還金

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費 (目) 1 老人福祉費 (千円)

補正前の額	補正額	節	説 明
9,052,981	△8,053,906	償還金、利子及び 割引料	償還金 2,807
		積立金	後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金 △4,224,748
		繰出金	後期高齢者医療特別会計繰出金 △3,831,965

「⑤後期高齢者医療特別会計繰出金」及び「⑥後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金」については、歳入「①高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金、②後期高齢者医療制度臨時特例基金預金利子、③後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金」と同様の理由により、歳出予算を減額するもの。

「⑦償還金」については、国からの後期高齢者医療制度事業費補助金及び調整交付金の平成26年度分について超過交付を受けたことから、超過交付額を返還するにあたり、必要額を予算措置するもの。

※償還金補正額算出内訳

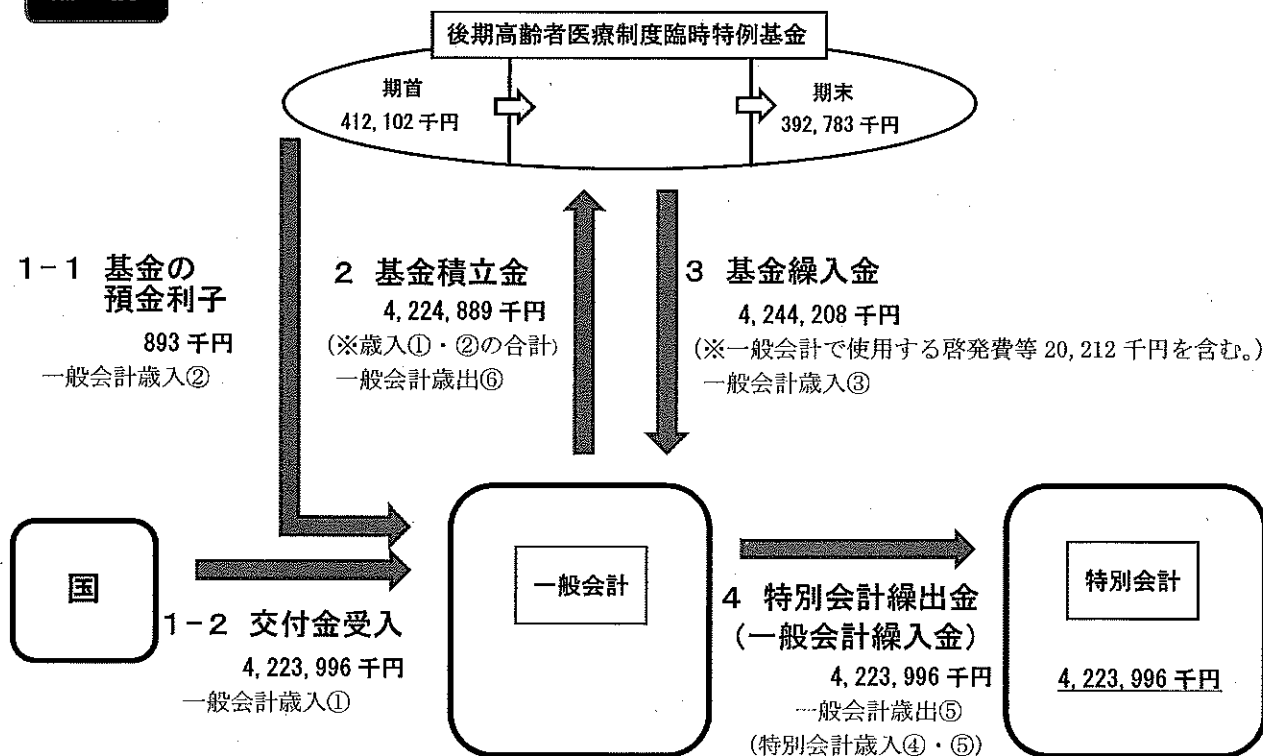
(千円)

区 分		交付額 A	確定額 B	精算額 C(A-B)	予算現額 D	補正額 C-D
償還金		124,466	121,659	2,807	—	2,807
内訳	後期高齢者医療制度事業費補助金	21,075	20,908	167	—	167
	調整交付金	103,391	100,751	2,640	—	2,640

図の目的は？

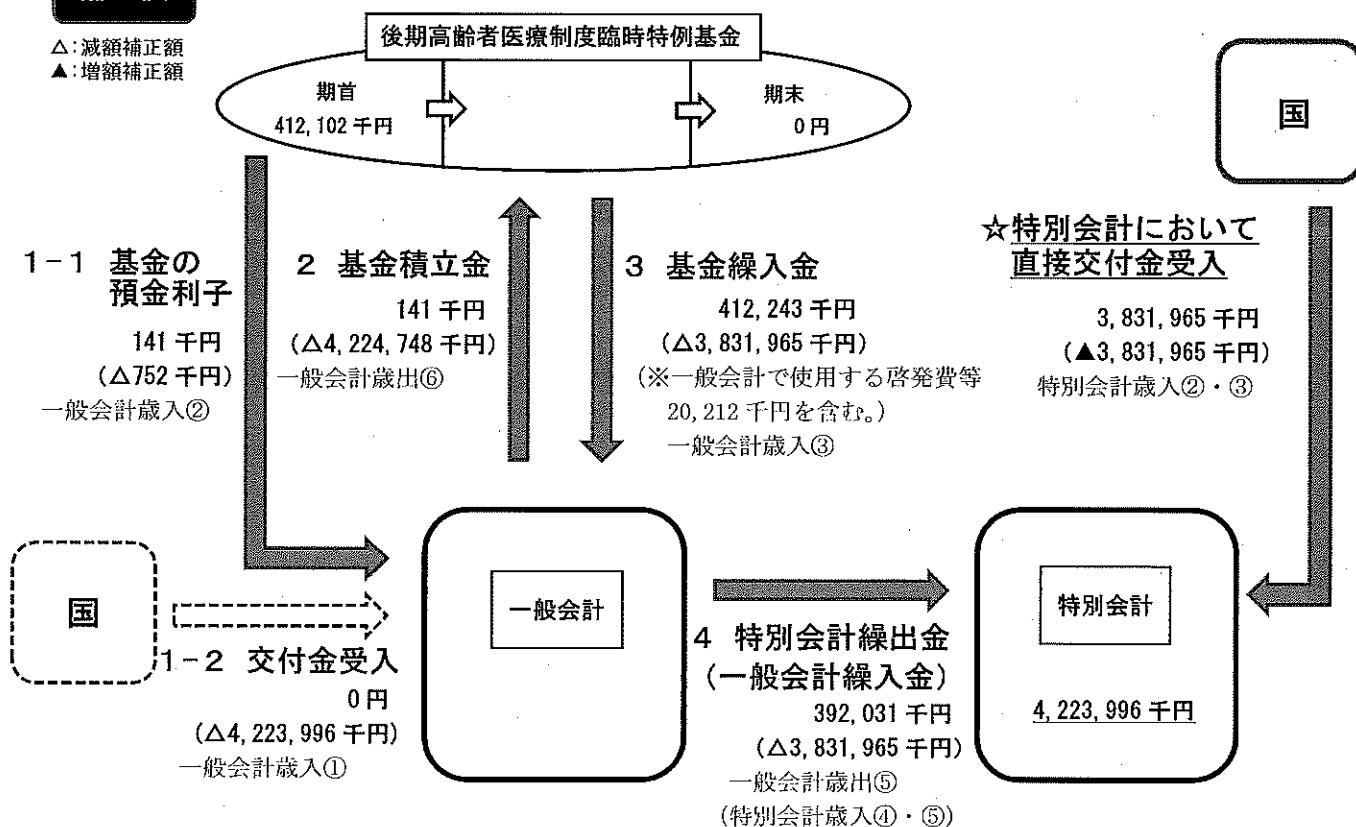
○高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金取扱い変更に係る補正額イメージ図（議案第11号・第12号共通）

補正前



補正後

△: 減額補正額
▲: 増額補正額



平成27年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

1 概要

(千円)

補正前の額	補正額	補正後の額
741,079,316	18,780,817	759,860,133

2 総括表

(千円)

	款	項	補正額	説明	備考
歳入	1 市町村支出金	1 市町村負担金	230,650	①療養給付費負担金過年度分	歳出⑦に 充当
	2 国庫支出金	2 国庫補助金	3,031,094	②低所得者軽減措置交付金	歳入⑤より 振替
			800,871	③被扶養者軽減措置交付金	歳入④より 振替
	7 繰入金	1 一般会計 繰入金	△800,871	④激変緩和措置繰入金	歳入③に よる減額
			△3,031,094	⑤保険料軽減措置繰入金	歳入②に よる減額
	8 繰越金	1 繰越金	18,550,167	⑥前年度繰越金	歳出⑦に 充当
	歳入計		18,780,817		
歳出	6 諸支出金	1 償還金及び 還付加算金 等	18,780,817	⑦償還金	財源は 歳入①⑥
	歳出計		18,780,817		

3 歳入予算説明

① 療養給付費負担金過年度分

(款) 1 市町村支出金 (項) 1 市町村負担金 (目) 2 療養給付費負担金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説 明
56,843,299	230,650	過年度分	療養給付費負担金過年度分

平成 26 年度の負担金歳入において、県内 15 市町からの療養給付費負担金について、確定額に対して不足が生じたため、不足額を受け入れるにあたり、過年度負担金として予算措置するもの。

② 低所得者軽減措置交付金、③被扶養者軽減措置交付金

(款) 2 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金 (目) 4 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説 明
0	3,831,965	低所得者軽減措置交付金	低所得者軽減措置交付金 3,031,094
		被扶養者軽減措置交付金	被扶養者軽減措置交付金 800,871

④ 激変緩和措置繰入金、⑤保険料軽減措置繰入金

(款) 7 繰入金 (項) 1 一般会計繰入金 (目) 1 一般会計繰入金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説 明
4,226,826	△3,831,965	激変緩和措置繰入金	激変緩和措置繰入金 △800,871
		保険料軽減措置繰入金	保険料軽減措置繰入金 △3,031,094

高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、保険料軽減特例措置を実施するための財源として造成した後期高齢者医療制度臨時特例基金の増資を目的として国から交付されてきたが、国が同交付金の取扱いを変更し、平成 27 年度以降は、基金の増資を行うことなく、直接保険料軽減特例措置の財源に充てることとされた。

これに伴い、特別会計において同交付金(②・③)を受け入れるために予算措置するとともに、保険料軽減特例措置の財源としていた一般会計からの繰入金(④・⑤)を減額するもの。

⑥ 前年度繰越金

(款) 8 繰越金 (項) 1 繰越金 (目) 1 繰越金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説 明
2,349,871	18,550,167	前年度繰越金	前年度繰越金

歳出「⑦償還金」の財源とするため、平成 26 年度における剰余金の一部を予算措置するもの。

4 歳出予算説明

⑦ 償還金

(款) 6 諸支出金 (項) 1 償還金及び還付加算金等 (目) 2 償還金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説 明
1	18,780,817	償還金、利子及び割引料	償還金

県内 39 市町村、国及び県からの療養給付費負担金、国及び県からの高額医療費負担金、国からの調整交付金、支払基金からの後期高齢者交付金の平成 26 年度分について超過交付を受けたことから、超過交付額を返還するにあたり、償還金として必要額を予算措置するもの。

※償還金補正額算出内訳

(千円)

区 分		交付額 A	確定額 B	精算額 C (A-B)	予算現額 D	補正額 C-D
償還金		621,399,930	602,619,112	18,780,818	1	18,780,817
内 訳	市町村療養給付費 負担金過年度分	47,535,675	45,950,144	1,585,531	1	1,585,530
	国療養給付費負担金 過年度分	173,598,981	158,897,714	14,701,267	—	14,701,267
	国高額医療費負担金 過年度分	2,431,876	2,419,625	12,251	—	12,251
	国調整交付金 過年度分	47,736,390	47,705,577	30,813	—	30,813
	県療養給付費負担金 過年度分	53,058,915	52,965,905	93,010	—	93,010
	県高額医療費負担金 過年度分	2,431,876	2,419,625	12,251	—	12,251
	後期高齢者交付金 過年度分	294,606,217	292,260,522	2,345,695	—	2,345,695

平成26年度愛知県後期高齢者医療広域連合決算の概要について

1 決算の概要

(1) 一般会計

歳入の主なものは、市町村からの事務費負担金、国庫補助金、後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰入金等、歳出の主なものは、広域連合の組織運営に必要な経常的な経費及び後期高齢者医療制度の実施に係る事務的経費並びに後期高齢者医療特別会計への繰出金等である。

歳入総額は、9,204,753,327円、歳出総額は、9,167,224,238円で、歳入歳出差引額は37,529,089円であった。

(2) 後期高齢者医療特別会計

歳入の主なものは、市町村が徴収した保険料、国、県及び市町村からの療養給付費の負担金、国からの調整交付金、現役世代からの支援分である支払基金交付金等、歳出の主なものは、保険給付に係る経費、保健事業に係る経費等である。

歳入総額は、735,239,832,430円、歳出総額は、704,492,143,095円で、歳入歳出差引額は30,747,689,335円であった。

(総括表)

(円)

区 分	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出差引額 A-B
一般会計	9,204,753,327	9,167,224,238	37,529,089
後期高齢者医療特別会計	735,239,832,430	704,492,143,095	30,747,689,335
合 計	744,444,585,757	713,659,367,333	30,785,218,424

2 決算の内訳

(1) 一般会計決算について

○ 歳入

区 分	予算現額 A		決算額 B		差 額 B-A	執行率 B/A	平成25年度 執行率
	金 額	構成比	金 額	構成比			
	円	%	円	%	円	%	%
1 分担金及び負担金	1,211,240,000	12.72	1,211,240,000	13.16	0	100	100
2 国庫支出金	4,181,398,000	43.92	3,910,637,165	42.49	△270,760,835	93.52	97.94
3 財産収入	1,023,000	0.01	757,079	0.01	△265,921	74.01	59.25
4 寄附金	1,000	0.00	0	0	△1,000	0	0
5 繰入金	4,077,504,000	42.83	4,032,979,262	43.81	△44,524,738	98.91	98.13
6 繰越金	48,908,000	0.52	48,908,640	0.53	640	100.00	100.00
7 諸収入	301,000	0.00	231,181	0.00	△69,819	76.80	456.48
合 計	9,520,375,000	100	9,204,753,327	100	△315,621,673	96.68	98.58

第1款 分担金及び負担金

収入額は、1,211,240,000 円で、予算と同額であった。広域連合構成市町村からの事務費負担金である。

第2款 国庫支出金

収入額は、3,910,637,165 円で、予算に対して 270,760,835 円の減収であった。

内訳は、主に高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が、270,281,835 円の減収となったものである。

第3款 財産収入

収入額は、757,079 円で、後期高齢者医療制度臨時特例基金預金利子が予算に対して 265,921 円の減収であった。

第4款 寄附金

寄附がなかったため、収入額は 0 円であった。

第5款 繰入金

収入額は、4,032,979,262 円で、予算に対して 44,524,738 円の減収であった。

内訳は、主に後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金が、44,523,738 円の減収と

なったものである。

第6款 繰越金

前年度繰越金収入額が、48,908,640 円であった。

第7款 諸収入

収入額は、231,181 円で、予算に対して 69,819 円の減収であった。

内訳は、預金利子が 93,594 円の減収、雑入が 23,775 円の増収となったものである。

○ 歳出

区 分	予算現額 A		決算額 B		不用額 A-B	執行率 B/A	平成25年度 執行率
	金 額	構成比	金 額	構成比			
	円	%	円	%	円	%	%
1 議会費	3,693,000	0.04	3,478,248	0.04	214,752	94.18	90.65
2 総務費	828,892,000	8.71	799,696,503	8.72	29,195,497	96.48	97.35
3 民生費	8,686,789,000	91.24	8,364,049,487	91.24	322,739,513	96.28	97.76
4 公債費	1,000	0.00	0	—	1,000	0	0
5 予備費	1,000,000	0.01	0	—	1,000,000	0	0
合 計	9,520,375,000	100	9,167,224,238	100	353,150,762	96.29	97.67

第1款 議会費

支出額は、3,478,248 円で、予算に対し 94.18%の執行率であり、不用額は、214,752 円であった。支出額の主なものは、報酬 1,650,000 円、使用料及び賃借料 1,447,350 円、旅費 209,545 円である。

不用額の主なものは、報酬 90,000 円、使用料及び賃借料 49,650 円、委託料 43,084 円である。

第2款 総務費

支出額は、799,696,503 円で、予算に対し 96.48%の執行率であり、不用額は 29,195,497 円であった。支出額の主なものは、負担金、補助及び交付金 395,937,426 円、委託料 251,729,286 円、使用料及び賃借料 131,193,033 円である。

不用額の主なものは、委託料 19,106,714 円、使用料及び賃借料 4,375,967 円、職員手当等 3,277,480 円である。

第3款 民生費

支出額は、8,364,049,487 円で、予算に対し 96.28%の執行率であり、不用額は 322,739,513 円であった。支出額の主なものは、繰出金 4,022,428,574 円、積立金 3,786,928,244 円、委託料 389,470,954 円である。

不用額の主なものは、積立金 270,547,756 円、繰出金 35,754,426 円、委託料 14,371,046 円である。

第4款 公債費

一時借入がなかったため、1,000 円が不用額であった。

第5款 予備費

予備費の充用がなかったため、1,000,000 円が不用額であった。

(2) 後期高齢者医療特別会計決算について

○ 歳入

区 分	予算現額 A		決算額 B		差 額 B-A	執行率 B/A	平成25年度 執行率
	金額	構成比	金額	構成比			
	円	%	円	%	円	%	%
1 市町村支出金	130,809,539,000	18.12	131,726,846,652	17.92	917,307,652	100.70	100.64
2 国庫支出金	208,936,892,000	28.94	224,137,680,156	30.49	15,200,788,156	107.28	104.75
3 県支出金	61,368,659,000	8.50	60,650,874,623	8.25	△717,784,377	98.83	98.29
4 支払基金交付金	297,132,048,000	41.15	294,641,140,580	40.07	△2,490,907,420	99.16	99.23
5 特別高額の医療費共同事業交付金	154,180,000	0.02	155,460,269	0.02	1,280,269	100.83	63.80
6 寄附金	1,000	0.00	0	—	△1,000	0	0
7 繰入金	4,058,183,000	0.56	4,022,428,574	0.55	△35,754,426	99.12	98.32
8 繰越金	18,919,136,000	2.62	18,919,136,314	2.57	314	100.00	100.00
9 県財政安定化基金借入金	1,000	0.00	0	—	△1,000	0	0
10 諸収入	691,711,000	0.09	986,265,262	0.13	294,554,262	142.58	154.61
合 計	722,070,350,000	100	735,239,832,430	100	13,169,482,430	101.82	101.06

第1款 市町村支出金

収入額は、131,726,846,652 円で、予算に対して 917,307,652 円の増収であった。

内訳は、保険料等負担金が 418,191,312 円、療養給付費負担金が 499,116,340 円の増収となったものである。

第2款 国庫支出金

収入額は、224,137,680,156 円で、予算に対して 15,200,788,156 円の増収であった。

内訳は、主に療養給付費負担金が 12,133,974,223 円、調整交付金が 3,322,255,000 円の増収となったものである。

第3款 県支出金

収入額は、60,650,874,623 円で、予算に対して 717,784,377 円の減収であった。

内訳は、療養給付費負担金が 762,752,694 円の減収、高額医療費負担金が 44,968,317 円の増収となり、差引減収となったものである。

第4款 支払基金交付金

収入額は、294,641,140,580 円で、後期高齢者交付金が予算に対して 2,490,907,420 円の減収であった。

第5款 特別高額医療費共同事業交付金

収入額は、155,460,269 円で、特別高額医療費共同事業交付金が予算に対して 1,280,269 円の増収であった。

第6款 寄附金

寄附がなかったため、収入額は 0 円であった。

第7款 繰入金

収入額は、4,022,428,574 円で、一般会計繰入金が予算に対して 35,754,426 円の減収であった。

第8款 繰越金

前年度繰越金収入額が、18,919,136,314 円であった。

第9款 県財政安定化基金借入金

県財政安定化基金から借り入れがなかったため、収入額は 0 円であった。

第10款 諸収入

収入額は、986,265,262 円で、予算に対して 294,554,262 円の増収であった。

内訳は、主に第三者納付金が 161,571,286 円、返納金が 140,752,523 円の増収となったものである。

○ 歳出

区 分	予算現額 A		決算額 B		不用額 A-B	執行率 B/A	平成25年度 執行率
	金 額	構成比	金 額	構成比			
	円	%	円	%	円	%	%
1 保険給付費	698,635,052,000	96.76	687,525,278,172	97.59	11,109,773,828	98.41	98.66
2 県財政安定化基金拠出金	1,617,430,000	0.22	1,617,429,328	0.23	672	100.00	100.00
3 特別高額医療費共済事業拠出金	154,610,000	0.02	149,583,883	0.02	5,026,117	96.75	63.34
4 保健事業費	2,459,830,000	0.34	2,288,103,075	0.33	171,726,925	93.02	94.01
5 公債費	24,000,000	0.00	0	—	24,000,000	0	0
6 諸支出金	12,980,381,000	1.80	12,911,748,637	1.83	68,632,363	99.47	99.96
7 予備費	6,199,047,000	0.86	0	—	6,199,047,000	0	0
合 計	722,070,350,000	100	704,492,143,095	100	17,578,206,905	97.57	98.32

第1款 保険給付費

支出額は、687,525,278,172 円で、予算に対し 98.41%の執行率であり、不用額は 11,109,773,828 円であった。

支出額の内訳は、下記のとおりである。

○ 支出額内訳

区 分	予算現額 A	決算額 B	不用額 A-B	執行率 B/A
	円	円	円	%
療養給付費	659,796,924,000	649,282,889,859	10,514,034,141	98.41
訪問看護療養費	4,530,578,000	4,530,577,652	348	100.00
特別療養費	1,000	0	1,000	0
移送費	100,000	0	100,000	0
審査支払手数料	1,143,510,000	982,249,730	161,260,270	85.90
高額療養費	30,146,739,000	29,930,345,672	216,393,328	99.28
高額介護合算療養費	736,000,000	610,565,259	125,434,741	82.96
葬祭費	2,281,200,000	2,188,650,000	92,550,000	95.94
合 計	698,635,052,000	687,525,278,172	11,109,773,828	98.41

第2款 県財政安定化基金拠出金

支出額は、1,617,429,328 円で、予算に対し 100.00%の執行率であり、不用額は 672 円であった。

内容は、愛知県が設置する財政安定化基金への拠出金である。

第3款 特別高額医療費共同事業拠出金

支出額は、149,583,883 円で、予算に対し 96.75%の執行率であり、不用額は 5,026,117 円であった。

内容は、国民健康保険中央会が運営する特別高額医療費共同事業への拠出金である。

第4款 保健事業費

支出額は、2,288,103,075 円で、予算に対し 93.02%の執行率であり、不用額は 171,726,925 円であった。

内容は、構成市町村への健康診査事業委託料である。

第5款 公債費

一時借入がなかったため、24,000,000 円が不用額であった。

第6款 諸支出金

支出額は、12,911,748,637 円で、予算に対し 99.47%の執行率であり、不用額は 68,632,363 円であった。

内容は、主に市町村、国、県に対し、過年度負担金の精算額を償還金として支払ったものである。

第7款 予備費

予備費の充用がなかったため、6,199,047,000 円が不用額であった。

